

テレビ・新聞等の報道につきまして

平成 29 年 2 月 22 日

(株) アイル 再生医療研究センター

アイル臍帯血ファミリーバンク

昨日「アンチエイジングなどを目的とし、他人の臍帯血幹細胞を投与する治療を国への届出をせず行ったとして、埼玉県クリニックに対し、20日、厚生労働省は再生医療安全性確保法に基づき投与の一時停止を命じた」と報道されました。

アイル臍帯血ファミリーバンクは、米国血液銀行協会(AABB)のガイドラインに基づき、臍帯血の出庫に際し、臍帯血所有者の本人確認を厳格に行い、出庫先担当医師の依頼書の提出を必須とし、アイル臍帯血ファミリーバンクの統括医師(メディカルディレクター)の承認が必要となります。現在、臍帯血の出庫履歴はございません。

また、弊社は個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者として「プライバシーマーク」を付与されており、個人情報の1つである臍帯血の保管において、保管室への入退室の制限・管理、保管タンクの施錠など安全対策を厳格に実施しております。

これからも(株)アイル再生医療研究センター/アイル臍帯血ファミリーバンクは再生医療等の安全性の確保等に関する法律により許可された特定細胞加工物製造事業者として、法令を遵守して活動してまいります。